

国民健康保険における産前産後期間の保険料軽減の「良くある質問と回答」

No.	質問	回答
1	この制度が創設された背景は何か。	子育て世帯への負担軽減、次世代育成支援等の強化の観点から、当該制度が創設されたものです。
2	保険料が軽減となる対象者は誰か。	軽減の対象者は、出産する予定又は出産した国民健康保険被保険者（以下「出産する被保険者」という。）とします。 なお、出産には妊娠85日以上であれば死産・流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産を含みます。
3	軽減は、出産していないと受けられないのか。事前の届け出はできないのか。	当該軽減については、出産予定日の6か月前から届出をすることができます。出産後の届出も可能ですが、出産した日の属する年度の最初の保険料納期限から2年を経過すると、法令により保険料額の変更ができなくなりますので、ご注意ください。
4	届出すると、保険料はどのくらい軽減されるのか。	出産する被保険者に係る国民健康保険料を軽減の対象とします。軽減の期間は、単胎妊娠の場合は出生予定日の属する月の前月から4カ月分、多胎妊娠の場合は出生予定日の属する月の3か月前から6か月分を減額します。
5	軽減期間が年度をまたぐ場合は、どのようになるのか。	例えば令和6年3月に単胎出産された場合、令和5年度は2月・3月分を減額します。令和6年度に4・5月分を減額し、計4カ月分となります。
6	なぜ出産前後の4カ月（多胎の場合は6か月）が対象となるのか。	被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、出産する被保険者が稼得活動に従事できない期間と考え、産前産後期間に相当する4カ月分（多胎の場合は6か月）分の保険料を減額することとなりました。
7	すでに実施されている他の軽減措置では、均等割保険料のみが軽減の対象となっている。当該軽減について、所得割保険料が対象となっているのは何故か。	出産する被保険者は産前産後期間に働くことができなくなり、世帯所得が減少することを踏まえ、出産する被保険者の所得割と均等割を軽減の対象としています。
8	令和6年1月より施行とのことだが、令和5年度は当該軽減を受けられるのか。	令和5年度においては、令和6年1月以降に軽減対象月がある場合に、対象となります。具体的には、令和5年11月以降に出産する予定又は出産した被保険者から対象となります。

No.	質問	回答
9	軽減を受けている期間中に国保を脱退した場合は、どうなるのか。	杉並区で保険料賦課できる期間で軽減を行います。具体的には、令和6年6月に単胎出産された場合、令和6年5～8月分が軽減対象となります。その後令和6年7月に被用者保険の被扶養者となった等の理由で国民健康保険資格を喪失した場合、保険料は令和6年6月分まで、軽減可能な期間は5・6月分のみとし、再度保険料を計算します。 なお、他自治体に転出し相手先自治体の国保に加入される場合、同様に産前産後期間の軽減があります。この例で言うと7・8月分が相手先自治体の国保で軽減対象となります。
10	出産前に軽減届出を行ったが、出産予定月と実際に出産した月に差異が生じた場合、どうなるのか。	出産予定月と実際に出産した月が異なる場合でも、原則、軽減する保険料の再計算は行いません。
11	コロナ減免の時は、他の減免（非自発や収監など）との併用はできなかったが、産前産後の軽減については如何か。	産前産後期間の保険料軽減については、他の軽減・減免措置と併用することができます。
12	産前産後期間の保険料軽減については届出が必要のことだが、届出はどのように行うのか。	届出は、窓口または郵送にてお受けします。国保年金課国保資格係（区役所東棟2階9番窓口）にお持ちいただくか、国保年金課国保資格係宛にご郵送ください。 なお、郵送に係る切手代、封筒代は、差出人にご負担いただきます。
13	届出にあたり、必要な資料は何か。	ご用意いただく資料は、 ① 出産被保険者に関する届書 ② 母子健康手帳など、出産（予定）日がわかるもの ③ 届出をする方の本人確認書類 ④ 委任状（届出をする方が世帯主及び同一世帯の方以外の場合） です。郵送の場合、②と③はコピーをお送りください。 なお、③について、郵送の場合は出産被保険者の本人確認書類のコピーをお送りください。
14	届出には「母子健康手帳」が必要とのことだが、何の情報が必要なのか。	出産前に届出される場合は、表紙と4ページ目（分娩予定日が記載されているページ）が必要です。また、出産後に届出される場合は、1ページ目（子の保護者、出生届出済証明で区の押印があるページ）が必要です。

No.	質問	回答
15	産前産後期間の保険料軽減後、新たに出産した被保険者の所得が判明して保険料が増額となった場合、軽減された保険料はどうようになるのか。	出産した被保険者個人の保険料が増額となった場合、改めてその方の1年度分の保険料から軽減期間分を減額します。
16	保険料の軽減を受けたが、すでに1年度分の保険料を全期前納で支払っている。この場合はどうなるのか。	保険料軽減後、保険料の過払い分については還付いたします。ただし、過去の保険料に未納がある場合、当該未納分に充当する場合があります。
17	保険料の軽減を届出したが、結果の保険料に変更が見られない。これはどういうことか。	保険料を軽減しても、世帯の保険料が最高限度額に達している場合、最高限度額が適用されます。そのため軽減自体は行っておりますが、お支払いいただく保険料に変更がない場合があります。